

福井市下水道管路施設包括の維持管理業務委託

基本協定書（案）

令和 8 年 8 月

福井市上下水道局

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託

基本協定書（案）

福井市（以下「発注者」という。）が「福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託」（以下「本事業」という。）に係る仕様書で定められた対象施設、及び本事業に係る協定又は契約を締結後に協議により後から追加された施設（以下総称して「本施設」という。）の統括管理業務、計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務（以下総称して又は個別に「各業務」という。）の一括発注を行うのに関し、発注者と本事業の落札者である【 】（以下「受注者」という。受注者は、【 】（以下「代表企業」という。）並びに【 】、及び【 】（以下、代表企業と併せて、個別に又は総称して「構成企業」という。）で構成されるグループ（構成企業により構成される企業グループをいう。組合単独で契約する場合は、すべての組合員をいう。）は、本事業及び本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、受注者は、本協定締結後、円滑な業務契約に向けた準備を進め、各業務に係る「統括管理業務委託契約」、「計画的維持管理業務委託契約」、「日常的維持管理業務委託契約」の3本の業務契約を締結する。また、本協定において使用される用語は、本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、仕様書（本事業に関して発注者が令和8年8月3日付で公表したもの。以下同じ。）において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、受注者が落札者として決定されたことを確認し、各業務に係る統括管理業務委託契約、計画的維持管理業務委託契約及び日常的維持管理業務委託契約（以下、総称して「本契約」という。）の締結に向けて、発注者及び受注者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。なお、本契約はそれぞれ、グループである受注者を当事者として締結するものとする。

（解釈等）

第2条 発注者及び受注者は、本協定と共に、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、仕様書（これに係る質問回答書を含む。）、並びに技術提案書（これに係る質問回答書を含む。）（以下総称して「入札説明書等」という。）に定める事項が適用されることを確認する。

2 本協定と入札説明書等との間に齟齬がある場合、本協定、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、仕様書（これに係る質問回答書を含む。）、技術提案書（これに係る質問回答書を含む。）の順にその解釈が優先する。また、当該各文書につき、同一文書内で記載に

齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。ただし、技術提案書の内容が入札説明書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、技術提案書が入札説明書等に優先する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(履行期間)

第4条 本事業の履行期間は本契約に基づいて締結する予定のとおりとする。ただし、当該事業日程は、本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 代表企業は、入札手続や落札者となった場合の契約事務（疑義を避けるため付言すると、グループである受注者を契約当事者とする本契約の締結はこれに該当する。）を含め、発注者との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ（構成企業により構成される企業グループをいう。組合単独で契約する場合は、全ての組合員をいう。）内の全ての調整等の責任を負うものとし、発注者への書類提出及び発注者からの通知等については、原則として全てグループの代表企業が行うものとする。
- (2) 統括管理業務には、統括責任者を配置しなければならない。統括責任者は、統括管理業務を担当する代表企業の正規の職員とする。また、統括責任者は、本事業の全ての業務を統括管理する実施責任者として、定期的に進捗状況等を確認し、遅滞なく監督職員に報告しなくてはならない。なお、統括管理業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、発注者による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対しても効力を生じるものとする。
- (3) 計画的維持管理業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、発注者による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対しても効力を生じるものとする。

- (4) 日常的維持管理業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、発注者による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対しても効力を生じるものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 発注者と受注者は、本協定締結後に統括管理業務委託契約を締結する。

2 発注者と受注者は、本協定締結後に計画的維持管理業務委託契約を締結する。

3 発注者と受注者は、本協定締結後に日常的維持管理業務委託契約を締結する。

(引継事項)

第7条 受注者は、業務準備期間において、発注者又は発注者が指定する第三者から本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において、受注者の負担と責任により、準備行為及び業務引継を行うものとし、発注者は、自ら又は当該第三者をして、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 受注者は、入札説明書等の定めるところにより、業務引継期間において、受注者の負担と責任により、発注者の指定する者（以下本事業「次期受注者」という。）及び発注者への引継ぎに必要な業務（引継事項の記載内容の更新並びに次期受注者及び発注者に対する引継事項の交付を含むがこれらに限らない。）を行わなければならない。

3 受注者は、業務引継期間において次期受注者及び発注者に引継事項を交付する義務を負うことを認識し、本事業の履行期間中において、適時に、引継事項の内容を更新変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を更新変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨及びその内容を通知するものとする。

(本施設の統括管理業務)

第8条 本施設の統括管理業務に係る業務の概要は、本事業に係る入札説明書等に定めるとおりとする。

2 統括管理業務を担当する企業は、発注者との統括管理業務委託契約が締結された後、履行期間において統括管理業務を実施する。

(本施設の計画的維持管理業務)

第9条 本施設の計画的維持管理業務に係る業務の概要は、本事業に係る入札説明書等に定めるとおりとする。

2 計画的維持管理業務を担当する企業は、発注者との計画的維持管理業務委託契約が締結された後、履行期間において計画的維持管理業務を実施する。

(本施設の日常的維持管理業務)

第10条 本施設の日常的維持管理業務に係る業務の概要は、本事業に係る入札説明書等に定めるとおりとする。

2 日常的維持管理業務を担当する企業は、発注者との日常的維持管理業務委託契約が締結された後、履行期間において日常的維持管理業務を実施する。

(グループの組成)

第11条 本協定締結時点のグループを構成する構成企業（組合単独で契約する場合は、以下「構成企業」を「組合員」と読み替える）は「別紙1」に記載のとおりであることを確認する。

2 発注者及び受注者は、構成企業が、グループから脱退する場合又はグループに新たな構成企業を追加する場合は、発注者の事前の書面による承諾を得て行うものとし、発注者の事前の書面による承諾なく、脱退又は追加できないことを確認する。

(本契約の締結等)

第12条 受注者は、入札説明書等に基づき、発注者との間で本契約を締結するものとする。

また、発注者及び受注者は、本協定及び入札説明書等の条件に基づき、本契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな本契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 本契約の成立前において、グループを構成する構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、受注者及び構成企業は、受注者の本事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり次第、当該違約金を発注者に直ちに支払うものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(1) 正当な理由なく、本契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。

(2) 受注者の自らの都合により本契約を締結しないことを申し出たとき。

3 本契約の締結前に、本事業の入札手続きに関して、次の各号のいずれかの事由が発生した場合、発注者は、本協定を解除し、かつ本契約を成立させないことができるものとし、受

注者及び構成企業は、受注者の本事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり次第、当該違約金を発注者に直ちに支払うものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとし、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負うものとする。

- (1) 受注者若しくは構成企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下受注者、構成企業、事業者団体を総称して「受注者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものである場合

- (4) 構成企業のいずれか又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項、第90条又は第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定した場合
 - (5) 構成企業のいずれか又はその代表者、役員等（会社法第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定した場合
 - (6) 構成企業のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合
 - (7) 構成企業のいずれかについて、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (8) 構成企業のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められる場合
 - (9) 構成企業のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 構成企業のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (11) 構成企業のいずれかが、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
 - (12) 構成企業のいずれかが、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合
 - (13) 構成企業のいずれかが、本事業の落札者決定までの期間において、入札説明書で定められる審査委員会の委員等の本事業の入札手続き関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚した場合
 - (14) 構成企業のいずれかが、本協定の締結日から本契約のいずれもが成立するまでの期間において、営業停止又は営業許可取消し等の処分を受けた場合
- 4 発注者及び受注者は、本協定締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為等)

第13条 本契約締結前であっても、受注者は、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。

(本契約不調の場合の処理)

第14条 第12条第2項及び第3項に定める場合、又は各当事者の責めに帰すべき事由による場合を除き、本契約の締結に至らなかった場合は、既に各当事者が本事業の準備に関して支出した費用については、各当事者の負担とする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から、各業務の履行期間満了日までの期間とする。ただし、本協定の終了後も、第12条(第1項を除く。)、前条、第17条、第18条及び第19条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(本協定上の権利義務の処分の禁止)

第16条 各当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾なく本協定により生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位につき、第三者に対する譲渡若しくは承継、担保提供又はその他の方法により処分をしてはならない。

(債務不履行等)

第17条 本協定の各当事者は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 発注者及び受注者は、本協定に関連して相手方から受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の規定に含まれないものとする。

- (1) 本契約、その他の本事業に関連して締結される契約において公表、開示等することができる規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

- (4) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 発注者及び受注者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 本条第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 福井市情報公開条例（平成8年12月25日 条例第29号）等の法令に従い開示が要求される場合
- (3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー（当該アドバイザーからの再委託先も含む。）に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、議会その他の発注者の関係機関及び関係者に開示する場合

（個人情報の保護）

第19条 受注者は、本協定の履行にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第20条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、福井地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第21条 本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定める。

（以下余白）

本協定の締結を証するため、本協定を 2 通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、発注者及び代表企業が原本各 1 通を保有し、他の構成企業は写しを保有する。

【 年 月 日】

発注者： 福井県福井市大手 3 丁目 13 番 1 号
福井市
福井市上下水道事業管理者 塚谷 朋美 印

受注者：【 】
代表企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

別紙 1

グループの構成企業

グループの名称：

分担業務	名称（構成企業）
統括管理業務	
計画的維持管理業務	
日常的維持管理業務	

※組合単独で契約する場合は、組合名称を記載の上、各業務を担当する組合員を記載

1 受注者は、発注者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、この委託業務を再委託先（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に発注者の承認を得るとともに、この特記事項に定める、発注者が受注者に求めた保有個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再委託先も講ずるように求め、かつ、当該再委託先が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合も同様とする（以下、承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）

3 受注者は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって発注者に提出しなければならない。発注者は、承認をする場合には、条件を付することができる。

4 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（1）発注者から預託された保有個人情報を再委託先（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（2）発注者から預託された保有個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は、本協定の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

（3）本協定に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本協定の目的）の範囲を超えて使用すること。

5 受注者は、本協定において保有個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における保有個人情報の取扱い状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

6 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。

7 受注者は、委託業務の完了又は契約解除等により、保有個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製又は受注者自ら収集し作成したものを含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破碎、溶解、焼却等の方法により保有個人情報を復元及び判読不能な状態に消去し、又は廃棄し、その旨を書面で発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 受注者は、発注者から預託された保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。

9 受注者は、発注者から預託された保有個人情報以外に、本協定に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

10 受注者は、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により、本協定に関連する個人情報（発注者から預託された保有個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、この項その他損害賠償義務を定める本協定の規定は、本協定のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する受注者の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

11 この特記事項の規定は、本協定又は請負業務に関連して受注者又は再委託先が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、本協定を完了し、又は解除その他の理由により本協定が終了した後であっても、なおその効力を有する。

12 受注者は、この委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の利用目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。